

裁判例からみたアスピリン喘息を疑われる患者からの適切な情報収集のあり方と患者への注意喚起の必要性

○田口 智子¹, 鈴木 博子², 大橋 綾子³, 秋本 義雄⁴(¹昭和大医,²メディカルインキュベーションシステム,³健栄 コスモス薬局,⁴東邦大薬)

【はじめに】アスピリン喘息 (AIA) は NSAIDs により発作が誘発される喘息であり、ときに意識障害を伴うほどの大発作が誘発され、死亡例も報告されている。本研究では、従前の AIA 関連裁判例をもとに、AIA の疑いのある患者に NSAIDs を投与し、患者が死亡した場合、医師にいかなる法的責任が問われるのかを示すとともに、今後の教訓として AIA が疑われる喘息患者からの適切な情報収集のあり方と AIA の可能性が高いと判断された患者への注意喚起の必要性を考察した。

【添付文書の位置付け】最高裁平成 8 年 1 月 23 日判決において「添付文書に記載された使用上の注意事項に従わず、それによって医療事故が発生した場合には、特段の合理的理由がない限り、医師の過失が推定される」と示されている。

【考察】従来、AIA 患者にはアセトアミノフェンや塩基性 NSAIDs が安全であるとされてきたが、現在ではエロルガゾンを除く塩基性 NSAIDs やアセトアミノフェンの添付文書においても AIA 患者に対して禁忌と記載されている。前述の最高裁判決や従前の AIA 関連裁判例を踏まえると、AIA でないと確定的に判断できない以上、AIA の疑いのある患者に対してエロルガゾン以外の NSAIDs を投与して患者が死亡した場合、医師は問診義務違反に問われると思われる。こうした医療過誤防止のためには、AIA が疑われる喘息患者にはまず AIA の危険性を説明し、副作用防止のための情報収集であることを理解させたうえで、AIA の臨床症状の有無や NSAIDs による過敏症の既往歴を質問するなど、禁忌者識別のための的確な情報を得られるような工夫が必要であろう。また、今後の患者の安全のために、AIA の可能性が高い患者には総合感冒薬や投与経路を問わず同種の NSAIDs によっても喘息が誘発しうることを説明し、他科診療時や OTC 薬購入時に AIA の疑いがある旨を伝えるよう促すべきであろう。